

京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区横浜プロジェクト等推進事業

「横浜市内の京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区区域において

特例措置・支援措置の活用可能性のある企業の調査」

業務委託

## 公 募 要 領

### 【公募期間】

2017年10月10日(火)～2017年10月25日(水) 16:00

### 【提案書提出締切日】

2017年10月25日(水) 16:00 必着

※提出は郵送または持参とします。持参の場合は平日 9:30-16:00 とします。

### 【提案書の説明】

2017年10月30日(月)に、木原財団において提案内容の説明をおこなって  
いただきます(説明:20分、質疑応答:15分)。

提案書受領後に集合時間をご連絡いたします。

2017年10月

公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団

## 提案書作成要領(仕様書)

### 1 提案資格

本委託業務の公募への提案資格は以下のいずれかの要件を満たす法人とします。

横浜市一般競争入札有資格者名簿(物品・委託等)において「種目 各種調査企画」の「細目 市場・世論調査」が順位 1 位で登録されていること。

### 2 委託業務の概要

横浜市は神奈川県及び川崎市と共同で、個別化・予防医療時代に対応した、グローバル企業による革新的医薬品・医療機器の開発・製造と健康関連産業の創出を目標とする「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区(以下、本特区)」として国から指定され、総合特別区域計画についての認定を受けています。公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団(以下、木原財団)は横浜市より補助金を受け、「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区横浜プロジェクト等推進事業(以下、横浜プロジェクト等推進事業)」として、横浜市内の総合特区区域に立地する機関等による研究開発等の取組のうち要件を満たした横浜プロジェクト等を支援しています。

本委託業務では、国際戦略総合特区制度のメリットを十分に活用することで、本特区の目標実現に資する事業を行う企業の活動を促進するために、横浜市内の特区区域において特例措置・支援措置の活用可能性のある企業の調査を行い、調査結果を報告書として提出していただきます。

知見・ノウハウを活用した専門的なアイデアを広く募るため、受託者をプロポーザル方式で募集します。

### 3 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の概要

京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区は、個別化・予防医療時代に対応した、グローバル企業による革新的医薬品・医療機器の開発・製造と健康関連産業の創出を目標に、横浜市は神奈川県及び川崎市と共同で申請し、平成 23 年 12 月に総合特別区域法(平成 23 年法律第 81 号)の指定を受けています。当初、H28 年度末まで 5 か年の指定期間でしたが、更新申請を行い本年度より指定期間を 5 か年延長しております。本特区を含む 7 つの国際戦略総合特区においては、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積拠点の形成を図るため、「規制・制度の特例措置」「税制上の支援措置」「財政上の支援措置」「金融上の支援措置」の 4 つの特例措置・支援措置が国により制度化されています。

本特区では、4 つの特例措置・支援措置および各自治体独自の取組により、京浜臨海部に集積する産業基盤等の地域資源を最大限に活用しつつ、グローバル企業が先導して医薬品・医療機器産業を活性化させ、国際競争力の向上、関連産業や中小企業等への波及

効果を引き出し、経済成長とライフイノベーションの実現に向けた取組みを推進しています。

#### 4 業務内容

本委託業務の目的は、木原財団・横浜市が国際戦略総合特区制度の活用について情報提供・提案を実施するべき企業に関する基礎資料を得ることです。

具体的な内容は、

- ① 横浜市内(特区区域に限定しない。以下同様。)で本特区の目標実現に資する事業を行っていると考えられる企業
- ② 将来、事業所の移転・新設などにより本特区の目標実現に資する事業を横浜市内で行う可能性があると思われる企業

を調査対象として抽出し、当該企業の国際戦略総合特区制度の活用可能性について調査・分析を行い報告書として提出することです。

企業の抽出及び調査に当たっての情報収集は公開情報や調査レポート、対象企業へのアンケートその他の方法によるものとし、個別のヒアリングや国際戦略総合特区制度活用の勧誘等は行わないものとします。

#### 5 業務価格(上限)

業務価格の上限は2,484千円(税込)です。

提案書に内容別金額詳細等を明記した参考見積を記載してください。

#### 6 委託期間

委託期間は契約締結日から2018年2月28日(水)までで、契約期間中は時期を定めて進捗を確認する打合せを開催することとします。

調査の結果を報告書(簡易製本による冊子2部とCD-ROM等の電磁的記録媒体に記録したもの1点)として、2018年2月28日までに提出していただきます。

#### 7 履行にあたっての留意事項

- (1) 業務実施にあたっては、国の国際戦略総合特区制度及び京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の総合特別区域計画を十分に理解し、より精度の高い調査となるように努めてください。国際戦略総合特区制度や京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区に関する情報については、以下のウェブサイト等を参考にしてください。

・制度の概要や関連法令等について

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/sogotoc/>

(首相官邸ウェブサイト 内閣府地方創生推進事務局 総合特区のページ)

・京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略特区区域計画等について

[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/sogotoc/toc\\_ichiran/toc\\_page/k4\\_keihin.html](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/sogotoc/toc_ichiran/toc_page/k4_keihin.html)

(首相官邸ウェブサイト 内閣府地方創生推進事務局 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区総合特区のページ)

・京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の取組について

<https://www.keihin-tokku.jp/>

(京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区ホームページ)

・京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区における横浜市の取組について

<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/tokku/>

(横浜市ウェブサイト 経済局 国際戦略総合特区のページ)

(2) 本委託業務の結果や調査の過程で得られた情報は、原則として横浜市に提供いたしません。弊財団・横浜市とも報告書の内容その他の情報のうち、企業等の正当な利益を害するおそれがあるものについては、公にしないものとして取り扱いをいたしますが、調査・報告書の作成に当たって留意してください。

(3) 業務実施に当たっては、木原財団職員と密接な連携をはかってください。

(4) プロポーザルにおける提案内容は最大限尊重しますが、業務の進捗状況等により変更していくことがあります。

## 8 質問書(様式1)の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願いします。

質問内容及び回答については、木原財団ホームページ(<http://www.kihara.or.jp>)に掲載します。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限 2017年10月16日(月) 17時(必着)

(2) 提出先 公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団 担当 本山

(3) 提出方法 ファクシミリ又は電子メール送信による。

FAX 045-502-9810 E-mail platform@kihara.or.jp

※電子メールによる場合は、記載事項を満たしていれば、様式は問いません。

(4) 回答方法 回答は2017年10月18日(水)までに木原財団ホームページに掲載します。

## 9 提案書の提出

(1) 提出書類

ア 下記に示した内容を含む企画提案書(8部) ※(ア)を除き様式は問いません。

(ア)「横浜市内の京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区区域において特例措置・支援措置の活用可能性のある企業の調査業務プロポーザル応募票」(様式3)

(イ) 業務実施方針・手法

※調査対象の抽出方法、調査項目およびその項目の設定意図についての概略も  
ご記載ください。

(ウ) スケジュール

(エ) 本委託業務を実施するにあたっての体制

(オ) 類似業務の実績

(カ) 責任者及び業務担当者の略歴等

(キ) 内容別金額詳細等を明記した参考見積

イ 会社概要がわかるパンフレット等の資料(8部)

ウ 直近の貸借対照表及び損益計算書(8部)

(2) 提出締切日

2017年10月25日(水) 16:00 (必着)

※提出は郵送または持参とします。持参の場合は平日 9:30-16:00 とします。

(3) 提案説明について

2017年10月30日(月)に、木原財団において、提案内容の説明をおこなっていただきます(説明:20分、質疑応答:15分)。提案書受領後に集合時間等をご連絡いたします。提案説明に出席がない場合はプロポーザルが無効となります。

(4) 提出先

公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団 担当 本山

〒230-0045 神奈川県横浜市鶴見区末広町 1-6 横浜バイオ産業センター

TEL 045-502-4810 FAX 045-502-9810

## 10 提案内容の審査

木原財団が設置する選定委員会において、以下の項目について審査し、受託候補者を1件、決定します。

### (1) 評価項目

評価項目	配点	加重	評価の視点
調査の背景と目的の理解度	5	×2	国際戦略総合特区制度および京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の区域計画を理解していると認められ、提案内容が調査の目的に合致しているか。
対象の探索方法	5	×2	調査対象を探索・抽出するための妥当な方法が示されているか。
活用可能性調査の手段・調査事項	5	×2	適切な手段と調査事項が提案されているか。
提案内容の実現性	5		財務状況や人員体制、スケジュールが提案内容を実施するに十分か。
類似業務の実績	5		本業務を受託するに十分な実績があるか。
評価点の合計	40		

### (2) 評価方法

- ア 評価は各項目 5 点満点とし、5 点、4 点、3 点、1 点とします。加重倍率に記載のある項目は、点数を倍にして評価点とします。
- イ 3 名の選定委員の評価点の合計が 60 点以上の提案者のうち、評価点の最も高い提案者を受託候補者とします。
- ウ 評価点が同点の場合は、加重項目の合計得点が上位の者、提案内容の実現性に関する得点が上位の者、評価項目に 1 点が無い者という順序で上位の提案をプロポーザルの上位者とします。

## 11 その他

(1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とします。

(2) 無効となるプロポーザル

- ア 公募要領に記載した条件に適合しないもの
- イ 虚偽の内容が記載されているもの
- ウ 提案説明に出席がない場合
- エ その他、木原財団において不適切と判断するもの

(3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(4) 契約書作成の要否

要する。

(5) プロポーザルの取扱い

ア 提出されたプロポーザルは、受託者の特定以外に提出者に無断で使用しません。

イ 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲で複製を行うことがあります。

ウ 書類提出後、木原財団の判断により、補足資料の提出を求めることがあります。

エ 提出された書類は、返却しません。

(6) その他

ア プロポーザルの作成のために木原財団において作成した資料は、木原財団の了解なく公表、使用することはできません。

イ プロポーザルは、受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

ウ プロポーザルの提出は、1社につき1案のみとします。

エ 選定された応募者とは、後日、予定業務価格の範囲内で業務委託契約を締結します。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において修正を行うことがあります。

## 12 選定結果の通知

2017年10月31日(火)までに、各応募者に対して書面で採否通知を発送します。

連絡先: 公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団

担当: 本山

〒230-0045

神奈川県横浜市鶴見区末広町1-6

横浜バイオ産業センター

TEL 045-502-4810 FAX 045-502-9810

E-mail: platform@kihara.or.jp